

千葉労働局発表  
令和4年9月30日

1の照会先

千葉労働局労働基準部賃金室  
室長 庄司 淳  
室長補佐 坂本 知穂  
(電話) 043-221-2328

2の照会先

千葉労働局雇用環境・均等室  
雇用環境改善・均等推進監理官  
堀江 昌生  
室長補佐 竹中 広治郎  
(電話) 043-306-1860

報道関係者 各位

## 千葉県最低賃金は10月1日から 時間額「984円」になります

1. 千葉県最低賃金は、令和4年10月1日から時間額984円に改正されます（953円から31円の引き上げ）。

千葉県最低賃金は、産業、職種、常用・臨時・パート等の属性、年齢等にかかわらず、千葉県内の事業場で働くすべての労働者とその使用者に適用されます。派遣労働者は、派遣先の事業場が千葉県内にある場合に適用されます。

千葉県最低賃金額以上の賃金を支払わない使用者は、最低賃金法第4条違反として罰則（50万円以下の罰金）の対象となり、また、千葉県最低賃金より低い賃金を定めていても、法律により無効とされ、最低賃金と同額の定めをしたものとみなされます。

千葉県においては、現在、「鉄鋼業」（1,023円）と「電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業」（981円）の2業種について、千葉県最低賃金より高い特定最低賃金が設定されています。このうち「電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業」については、令和4年10月1日から千葉県最低賃金（984円）が特定最低賃金（981円）を上回るため、同日以降は千葉県最低賃金が適用されます。ただし、これら2業種の特定最低賃金については、現在、金額改正に向け、千葉地方最低賃金審議会でも審議が行われています。

2. 厚生労働省では、中小企業の最低賃金引上げ支援策である「業務改善助成金」制度について、令和4年9月1日からさらに使いやすく拡充するなどして、本最低賃金改正に関連した活用を推奨しています。